

くりまっこ

元気いっぱい 笑顔あふれる 栗真の子



5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

5月2日（火）のメール配信により、保護者の皆様にお知らせしたとおり、これまで、お子様の同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し、お子様が濃厚接触者となった場合、学校・園に連絡をいただき、お子様も自宅待機をしていただくなどの感染拡大防止の対応をお願いしてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症が、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行するため、健康管理の徹底について、以下のように、変更になりました。

- 1 毎朝、お子様の健康状態の確認を実施し、お子様に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養してください。
- 2 お子様が新型コロナウイルスの検査で陽性となった場合、学校・園に連絡をいただき、医師等から指定された期日まで自宅待機をしてください。
※ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準としています。
- 3 濃厚接触者としての特定は行われないこととなることから、同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であってもお子様の自宅待機を求めないこととします。

なお、本市における「出席停止証明書」は、昨年度に引き続き、すべての学校感染症において提出は求めず、保護者からの申し出において出席停止の措置をとることとします。

また、学校における新型コロナウイルス感染症対策については、

- （1）新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、「家庭との連携による児童生徒等の健康状態の把握」「適切な換気の確保」「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」といった対策を講じる。
 - （2）学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
 - （3）児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう適切に指導を行うとともに、学校がマスクの着脱を強いることのないようにする。
 - （4）学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこととする。
 - （5）地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えたり、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保したりするなどの措置を一時的に講じる。
- となっておりますので、ご留意ください。

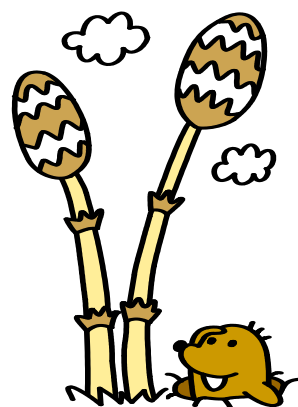
第1回 栗真小学校 学校運営協議会が開催されました。

5月9日（火）に、第1回栗真小学校学校運営協議会が開催されました。学校運営協議会制度は、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、いっしょに協議しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりします。これらの活動を通じて、保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映することができます。また、意見を述べるだけではなく、保護者や地域の皆さんも、学校と協力しながら、共通の目標に向かって、学校運営に参画していくということも、大きな特徴です。

津市では、全国に先駆け、平成17年に南が丘小学校が最初に指定されました。その後、朝陽中学校、南が丘中学校が指定されることになります。平成29年3月には、法律の改正により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となったことを受け、津市では、栗真小学校も含め、令和3年度には、すべての小中・義務教育学校に学校運営協議会が設置されました。

今回の協議会では、昨年度承認をいただいていた令和5年度の学校運営の基本方針の確認を行いました。また、栗真小学校の学校運営協議会と地域学校協働本部との関係性についての説明を行うとともに、地域の皆さんによる学校運営への参画の大切さを確認しました。参観していただいた授業での子どもたちの様子については、「子どもたちが自由に発言をつないで授業が進んでいた。よい学びをしている。」「楽しく学んでいる。授業に対する学びの姿がよい。」などの声をいただきました。委員の皆様、ありがとうございました。



★厚生労働省ホームページより ～新型コロナウイルス感染症の5類移行後の取扱いについて～

- ①5日間の出席停止期間の根拠は、発症から6日目に出すウイルス量が大幅に減っているとのデータがあるためです。しかしまだウイルスを排出する可能性はあります。
- ②10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性あることから、不織布マスクの着用や、高齢者等リスクの高い人への接触を控えることなど、周りの方へうつさないようにする配慮が必要です。
- ③同居の家族等が感染したときは、可能であれば部屋を分け、感染された家族の世話をできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。その上で、特に5日間のご自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があることから、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等リスクの高い人と接触を控えるなどの配慮をしてください。

